

## 鎌倉市都市交流事業等奨励金

鎌倉市では、市民主体の都市交流を推進するために、市民団体が行う姉妹都市等への訪問や国際交流事業に対して、鎌倉市都市交流事業等奨励金を交付しています。

申し込みは、事業の2週間前までの受付となります。

事業内容	姉妹都市等親善訪問事業  姉妹（友好）都市、鎌倉市民親善都市、パートナーシティ  国際交流事業 国際協力事業 国際理解事業	} } }	市内での実施事業のみ対象
団体構成員	2 / 3 以上が市内在住・在勤・在学		
活動目的	文化、スポーツ、国際交流、国際協力、国際理解等の活動を行う		
交付額 (事業ごと)	10人以上の海外訪問  31人以上の宿泊を伴う国内訪問	} }	50,000 円
	10人以上 30人以下の宿泊を伴う国内訪問  10人以上の日帰りでの国内訪問  市内実施の国際関連事業	} } }	30,000 円
交付制限	当該年度1回、連続2年まで		
その他	市内実施の国際関連事業は一般に公開され、一般市民が参加可能なもの		